

発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年3月6日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 山田かずひこ

説 明

この案を提出するのは、長久手市議会の議員の報酬月額及び期末手当の改定
に関し、長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第8条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、<u>100分の170</u> _____を基準日以前6か月以内の 期間におけるその者の在職期間の次 の号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) （略） 3～5 （略） 別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考 （略）	（期末手当） 第8条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、<u>6月に支給する場合においては</u> <u>100分の142.5</u>、12月に支 給する場合においては<u>100分の1</u> <u>57.5</u>を基準日以前6か月以内の 期間におけるその者の在職期間の次 の号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とす る。 (1)～(4) （略） 3～5 （略） 別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考 （略）

【別記 1】

改正後

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1 夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万5,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額					
副議長	42万9,000円						
常任委員会 (予算決算 委員会を除 く。以下同 じ。) 委員 長及び議会 運営委員会 の委員長	37万7,000円						
常任委員会 及び議会運 営委員会の 副委員長	37万2,000円						
議員（議長、 副議長、常 任委員会及	36万7,000円						

<u>び議会運営</u> <u>委員会の委</u> <u>員長並びに</u> <u>副委員長を</u> <u>除く。)</u>		
---	--	--

改正前

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	48万8,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額					
副議長	42万3,000円						
委員長及び	36万2,000円						
議員							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。